

伊良湖地域観光施設立地奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）第2条の規定に基づき、伊良湖地域観光施設立地奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、伊良湖地域における観光施設の立地を促進し、交流人口の拡大及び賑わいの創出を図り、もって地域観光の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光施設 伊良湖地域の自然、農畜水産物、文化、体験等の地域資源を活用し、観光客の滞在促進及び地域経済への波及効果を高める施設であって、次のいずれかに該当するもの及びその同一敷地内の附属施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。
 - ア 飲食施設
 - イ 土産品等販売施設
 - ウ 観光に資する見学・体験施設及び付帯する飲食・小売施設
 - エ その他市長が特に認める施設
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業の許可を受け、又は届出を行い、宿泊料を受けて人を宿泊させることを目的とする施設であって、観光客の利用できる飲食・小売施設を併設する施設をいう。
- (3) 観光施設事業者 観光施設を営み、又は第三者に営ませる法人又は個人をいう。
- (4) 投下固定資産額 観光施設を設置するために必要な固定資産（地方税法（昭

和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋をいう。)の取得価額の合計額をいう。この場合において、当該観光施設の利用に供するために整備する外構を含むものとする。

(5) 外構 家屋本体以外で、敷地内に整備される工作物や施設のうち、駐車場、通路、広場、植栽、フェンス、照明、案内看板など、家屋の外側に設けられる附帯的な設備や空間をいう。

(6) 空き家等 現に居住又は事業の用に供されていない建築物であって、今後も使用される予定がない、又は使用されていない状態が一定期間継続しているものをいう。

(7) 新設 新たな観光施設の設置をいう。

(8) 増設 既存の観光施設の敷地における新たな観光施設の設置又は既存の観光施設の増築をいう。

(9) 改修 空き家等の改修、若しくは既存の観光施設の改修(新たな分野への進出や、事業内容又は営業形態の見直しに係るものに限る。)をいう。

(10) 新たな賑わい創出エリア 別図に掲げる新たな賑わい創出エリアをいう。

(11) 新たな賑わい創出エリア周辺エリア 別図に掲げる新たな賑わい創出エリア周辺エリアをいう。

(対象事業)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表第1のとおりとする。この場合において、奨励金の交付の対象が重複しない場合限り、田原市の他の補助金等との併用を妨げない。

(地域資源の活用及び地域との連携)

第4条 対象事業を行う者(以下「対象事業者」という。)は、観光施設の整備及び運営に当たり、伊良湖地域の自然環境、農畜水産物、歴史、文化その他の地域資源の活用に配慮するとともに、周辺の事業者及び関係者等との連携を図り、地域の魅力の向上及び観光振興に資する取組に努めるものとする。

(対象事業者)

第5条 対象事業者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらに関連する団体及びその構成員でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。
- (5) その他市長が不相当と認める者でないこと。

(交付対象施設の範囲)

第6条 この要綱に基づく奨励金の交付対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）は、観光振興に資する施設のうち、観光客の利用に供する部分とする。複合施設にあつては、当該部分に限り交付対象施設とする。

2 次に掲げる施設は、原則として奨励金の交付対象外とする。

- (1) 従業員用施設等、観光客の利用を目的としない部分
- (2) その他、観光振興の目的に照らして不相当と認められる部分

(将来イメージとの調和)

第7条 対象事業者は、交付対象施設の整備に当たり、施設の外観、色彩、配置及び外構の整備について、田原市が示す伊良湖地域エリアの将来イメージと調和する外観デザイン及び外構の整備に努めるものとする。

(交付対象経費、奨励金の額等)

第8条 交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び奨励金の額、限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 前項の奨励金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。
- 3 消費税及び地方消費税並びに田原市の他の補助金等の交付を受ける事業に係る

経費は、交付対象経費から除くものとする。

(事業認定)

第9条 対象事業者のうち事業の認定を希望するもの(以下「申請者」という。)は、対象事業の工事に着手する前までに、伊良湖地域観光施設立地奨励金対象事業認定申請書(様式第1号。)により市長に申請し、対象事業として認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が指定した日までに事業認定を受けるものとする。

2 前項に規定する申請にあたり、交付対象部分が施設全体の一部である場合は、申請者は当該部分の構造、面積、用途及び費用の内訳を明確に区分した資料を添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、この要綱の目的に適合していると認めたときは、伊良湖地域観光施設立地奨励金認定通知書(様式第2号)により通知し、この要綱の目的に適合しないと認めたときは伊良湖地域観光施設立地奨励金不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業変更等)

第10条 前条第2項に規定する事業認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)

は、前項の規定による認定を受けた対象事業の変更、中止又は廃止(以下「変更等」という。)しようとするときは、伊良湖地域観光施設立地奨励金認定事項変更申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)に変更の内容が分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定による認定を受けた奨励金の変更額が、当該認定を受けた額の2割以内の場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、前条第3項の規定に準じて伊良湖地域観光施設立地奨励金変更等認定通知書(様式第5号)により認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、対象事業が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し、指示を受けるものとする。

(対象事業の営業開始の届出)

第11条 認定事業者は、事業認定を受けた対象事業について、営業を開始したときは、遅滞なく営業開始届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第12条 奨励金の交付を受けようとする認定事業者(以下「交付申請者」という。)は、対象事業の営業を開始した日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日までのどちらか早い日までに、伊良湖地域観光施設立地奨励金交付申請書(様式第7号)を、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により奨励金の交付の可否を決定するときは、交付申請者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、市税の納付状況等を確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付の可否を決定したときは、伊良湖地域観光施設立地奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第8号)により、交付申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による交付決定の通知をもって、交付すべき奨励金の確定の通知とみなすものとする。

(奨励金の請求)

第14条 前条第3項の規定により奨励金の交付の決定を受けた者(以下「奨励事業者」という。)は、同項に規定する通知書を受けた日から起算して30日以内に伊良湖地域観光施設立地奨励金請求書(様式第9号)により、市長に対し奨励金を請求するものとする。

2 土地等賃借奨励事業に係る奨励金の請求は、6月ごとに行うものとし、当該期

間に係る賃借料の支払を証する書類を添付するものとする。

3 前項の規定による請求は、当該期間の末日又は当該年度の末日のいずれか早いから起算して、30日以内に行わなければならない。

4 市長は、前3項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査した上で速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の申請により交付決定を受けたとき。

(2) 対象事業に係る施設の営業開始の日から起算して2年以内に、当該営業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。ただし、災害により営業ができなくなった場合、若しくは企業経営の悪化により倒産した場合又は個人事業主にあつては本人の死亡、事故、病気等のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消すときは、伊良湖地域観光施設立地奨励金交付決定取消通知書（様式第10号）により、奨励事業者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金相当額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、伊良湖地域観光施設立地奨励金返還通知書（様式第11号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに奨励金を返還し

なければならない。

(遅延利息)

第17条 前条の規定により奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第18条 奨励事業者は、奨励事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「奨励財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、奨励金の交付目的に反して、奨励財産を使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、奨励事業者は、奨励財産を用途変更し、譲渡し、交換し、又は担保に供する場合には、伊良湖地域観光施設立地奨励金取得財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。ただし、奨励財産が、奨励金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

3 市長は、前項に規定する承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励財産の処分を承認し、伊良湖地域観光施設立地奨励金取得財産処分承認通知書（様式第13号）により奨励事業者に通知するものとする。

(報告等)

第19条 市長は、必要に応じ奨励事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。この場合において、奨励事業者は、市長からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(関係書類の整備)

第20条 奨励事業者は、奨励事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる

書類を整備し、これらの書類を奨励事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(奨励事業完了後の調査)

第21条 市長は、奨励事業完了後においても、事業成果に関する調査を実施することができる。この場合において、調査の申出を受けた奨励事業者は、これに応じなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に事業認定を受けた対象事業に対するこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

対象事業	内 容
観光 施設立地 奨励事業	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 新たな賑わい創出エリアで観光施設を新設、増設又は改修、又は新たな賑わい創出エリア周辺エリアで観光施設又は宿泊施設を新設、増設又は改修し、当該施設に係る営業を令和8年4月1日以降に開始する事業（増設又は改修にあつては、工事に着手した日から1年以内に当該工事に係る施設の営業を開始することとする。）</p> <p>(2) 当該施設に係る投下固定資産額が300万円以上となる事業</p> <p>(3) 当該施設に係る営業日数が概ね2年間（24か月）以上継続して営業することが見込まれ、週3日以上営業を行う事業（ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。）</p> <p>(4) 当該施設の営業に必要な許認可等を取得している、又は営業開始日までに取得見込みである事業</p>
土地等賃借 奨励事業	観光施設立地奨励事業の対象事業を実施する者が、事業用地及び家屋を賃借する事業

備考 観光施設立地奨励事業及び土地等賃借奨励事業は、同一の対象事業について併用して奨励金の交付を受けることができる。

別表第2（第8条関係）

対象事業	交付対象経費	奨励金の額	限度額
観光 施設立地 奨励事業	<p>(1) 観光施設の設置に係る投下固定資産額（既存の施設、設備等の撤去、処分等に要する経費は除く。）</p> <p>(2) 投下固定資産の設計、測量、地質調査等の事前準備に要する費用（建築確認申請、開発許可申請等、各種法令手続に係る法律事務に要した費用（行政書士、建築士、弁護士等の専門家による申請書類作成、法令調査、関係機関との協議対応等に係る報酬及び手数料）を除く。）</p>	<p>交付対象経費に100分の20を乗じて得た額</p>	<p>200 万円</p>
土地等賃借 奨励事業	<p>観光施設立地奨励事業の対象事業を実施する者が賃借する、土地及び用地上の家屋等の賃借料。 （対象となる期間は、営業開始日の属する月から起算して、24か月間とする。）</p>	<p>交付対象経費に100分の50を乗じて得た額</p>	<p>月額5万円</p>

別図

